

# 指定訪問介護及び第1号訪問事業 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社オンリーライフが開設する指定訪問介護事業所「明来日」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態(第1号訪問事業にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な訪問介護及び第1号訪問事業を提供することを目的とする。

## (指定訪問介護及び第1号訪問事業運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 第1号訪問事業の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定訪問介護事業所 明来日
- 二 所在地 盛岡市新田町10番8号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 2人以上

訪問介護員は、訪問介護及び第1号訪問事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 8:15～17:15

三 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (訪問介護及び第1号訪問事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護を提供した場合の利用料金の額は、介護報酬の告示上の額、第1号訪問事業を提供した場合の利用料金の額は、盛岡市が定める第1号基準額とする。指定訪問介護及び第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割（負担割合証の通り）の額とする。

一 身体介護

二 生活援助

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業の実施地域を越えてから、1キロ 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護及び第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所

在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### (苦情・ハラスメント処理)

第8条 事業所は訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、盛岡市（玉山地域を除く）の区域とする。

#### (個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

### **(身体拘束の適正化)**

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

### **(その他運営事項に関する重要事項)**

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 一ヶ月以内
- 二 継続研修 随時

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、運営に関する重要事項は合同会社オンリーライフで定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成26年 5月15日から施行する

この規定は、平成27年10月 1日改定する。

この規定は、平成28年 4月 1日改定する。

この規定は、平成30年 8月 1日改定する。

この規定は、令和 2年 6月 1日改定する。

この規定は、令和 3年 2月 15日改定する。

この規定は、令和 6年 4月 1日改定する。